

# 羽村市

## ひとり親福祉のしおり



羽村市子ども家庭部子育て相談課  
子ども家庭支援センター係  
(ひとり親家庭担当)  
☎ 042-555-1111  
内線 239

ひとり親家庭への支援情報を提供するために、東京都が開設したポータルサイト  
「シングルママ・シングルパパ 暮らし応援ナビ Tokyo」

<https://single-ouen-navi.metro.tokyo.lg.jp>

## 手当について (所得制限あり)

| 項目     | 内容  | 問い合わせ先   |
|--------|---|--|
| 児童扶養手当 | 18歳到達後の最初の3月31日までの間にある(一定の障害を有する場合は20歳未満)児童を養育しているひとり親家庭、またはそれに準ずる方が対象です。<br><b>■内容■</b><br>受給者等の所得に応じて月額10,740円～45,500円の手当を支給します。なお、手当額は児童が2人以上いる場合には2人目の児童に月額5,380円～10,750円が、3人目以降の児童一人につき月額3,230円～6,450円が加算されます。 | 子育て相談課<br>手当・助成係<br>042-555-1111<br>内線 235～237 |
| 児童育成手当 | 18歳到達後の最初の3月31日までの間にある(一定の障害を有する場合は20歳未満)児童を養育しているひとり親家庭、またはそれに準ずる方が対象です。<br><b>■支給月額■</b><br>育成手当(児童一人につき) 13,500円<br>障害手当(児童一人につき) 15,500円  |  |



## 医療費助成

| 項目                      | 内容   | 問い合わせ先   |
|-------------------------|--|--|
| 乳幼児医療費(マル乳)             | 6歳到達後の最初の3月31日までの間にある乳幼児を養育している方が対象です。                                       | 子育て相談課<br>手当・助成係<br>042-555-1111<br>内線 235～237 |
| 義務教育就学児医療費(マル子)         | 義務教育就学児(小学校1年生～中学校3年生)を養育している方が対象です。   |  |
| ひとり親家庭等医療費(マル親)(所得制限あり) | 18歳到達後の最初の3月31日までの間にある(一定の障害を有する場合は20歳未満)児童を養育しているひとり親家庭及びひとり親家庭に準ずる家庭が対象です。 |  |
| 高校生等医療費(マル青)(所得制限あり)    | 高校生等(高校生相当年齢の児童)を養育している方が対象です。   |  |

## 貸付について

| 項目            | 内容  | 問い合わせ先   |
|---------------|---|--|
| 東京都母子及び父子福祉資金 | 都内に6か月以上お住まいのひとり親で、20歳未満のお子さんを扶養している方が対象の貸付制度です。<br><b>■資金の種類■</b><br>技能習得資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、転宅資金、修学資金、修学支度資金等 | 子育て相談課<br>子ども家庭支援センター係<br>042-555-1111<br>内線 239 |
| 東京都女性福祉資金     | 都内に6か月以上お住まいの配偶者がいない女性が対象の貸付制度です。<br><b>■資金の種類■</b><br>技能習得資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、転宅資金、修学資金、修学支度資金等                |  |



# 仕事について

| 項目                       | 内容   | 問い合わせ先   |
|--------------------------|--|--|
| 母子・父子自立支援プログラム策定事業（就業支援） | ひとり親家庭の親を対象に、自立支援プログラム策定員（母子・父子自立支援員）が個々の状況、ニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークと連携し、きめ細やかに就業を支援します。  | 子育て相談課<br>子ども家庭支援センター係<br>042-555-1111<br>内線 239 |
| 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金    | 児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準のひとり親家庭の親が、就職に必要な資格を取得するために養成機関等で6カ月以上修業する場合に生活費の負担軽減のために給付金を支給します。（所得制限水準を超過した場合であっても相談可）<br>※デジタル分野の民間資格も対象です。<br>※「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」<br>高等職業訓練促進給付金の支給対象となった方に、入学時や就職時に必要な経費を貸し付けます。返還免除規定があります。（詳細は羽村市社会福祉協議会に問い合わせてください。） |  |
| 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金    | ひとり親家庭の親が、厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受講することが適職に就くために必要と認められる場合、修了後に受講料の一部を支給します。  |  |
| ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援   | ひとり親家庭の親及び20歳未満の子の学び直しを支援します。より良い条件で就職できるよう、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座の受講費の一部を支給します。   |  |



# 子どものこと

| 項目            | 内容  | 問い合わせ先  |
|---------------|---|---|
| 保育園（市内に12園）   | 保護者の就労や病気、出産等のため、家庭で保育することができないお子さんを保護者に代わって保育することを目的とした施設です。   | 子育て支援課<br>保育・幼稚園係<br>042-555-1111<br>内線 231~234 |
| 認定こども園（市内に2園） | 幼児教育と保育の両方の機能を提供するとともに、地域における子育て支援を行う施設です。  |   |
| 家庭的保育者（市内に2人） | 家庭的保育者の居宅において少人数を対象とし、きめ細やかな保育を行います。  |   |
| 認証保育所（市内に2園）  | 東京都の認証を受けた保育施設です。   |   |
| 幼稚園（市内に6園）    | 保護者の就労に関わらず幼児教育をする施設です。   |   |
| その他の保育サービス    | ◇一時預かり保育<br>保護者の育児疲れの解消、短時間労働、急病、冠婚葬祭などの理由により、緊急又は一時的に保育が必要となる未就学のお子さんをお預かりする事業です。<br>◇定期利用保育<br>パートタイム勤務や短時間労働など、保護者のさまざまな事情に対応してお子さんを継続的に預かりする事業です。 |   |



| 項 目  | 内 容  | 問い合わせ先   |
|--|--|--|
| <b>その他の<br/>保育サービス</b>   | <p>◇病児保育<br/>保護者の仕事等の都合により家庭で保育ができない場合に、病気のお子さんを専用施設で看護師、保育士等が一時的にお預かりする事業です。</p> <p>◇病後児保育<br/>お子さんが病気やけがの回復期にあり、集団保育が困難な期間、一時的にそのお子さんをお預かりする事業です。</p> <p>◇休日保育<br/>年末・年始を除く日曜日・祝日に、保護者の就労等により保育が必要となるお子さんをお預かりする事業です。保育施設に在籍しているお子さんが対象です。</p> <p>◇未就園児の定期的な預かり事業<br/>保護者の就労などの有無に関わらず、幼稚園などで未就園児を定期的に預けられる事業です。</p>   | <p>子育て支援課<br/>保育・幼稚園係<br/>042-555-1111<br/>内線 231～234</p>             |
| <b>地域の子育て<br/>支援事業</b><br>(保育所での育児相談)  | <p>保育園や幼稚園などを利用していない方も、子育てに関する不安や悩みなどについて相談することができます。費用は無料です。</p>  |  |
| <b>乳幼児<br/>ショートステイ</b>   | <p>保護者の病気、事故、冠婚葬祭、病気看護、出張などの理由で一時的に保育ができなくなった場合に7日以内の期間でお子さんを保育する事業です。宿泊も可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象年齢 生後57日～未就学児</li> <li>・実施施設 社会福祉法人 東京恵明学園<br/>青梅市友田町 2-714-1</li> </ul>  | <p>子育て相談課<br/>子ども家庭支援<br/>センター係<br/>042-555-1111<br/>内線 266～268<br/>(直通)<br/>042-578-2882</p>  |
| <b>学童クラブ</b>   | <p>小学校1年生から3年生までのお子さんで、放課後帰宅しても保護者が就労・病気などの理由で、家庭において充分にお子さんを監護できない場合に保護者に代わって一定時間お預かりする施設です。</p>  | <p>子育て支援課<br/>児童青少年係<br/>042-555-1111<br/>内線 261～264</p>   |
| <b>子育て世代包括<br/>支援センター<br/>「羽っぴー」</b>  | <p>妊娠期から子育て期（18歳未満）に関する相談に応じています。必要に応じて各種情報を提供したり、関係機関と連携を取りながら支援します。</p> <p>相談窓口は、子ども家庭支援センター（市役所2階）、母子保健・相談係（保健センター内）の2か所にあります。</p> <p>◇子ども家庭支援センター<br/>子どもと家庭に関する総合相談（市役所2階）と各児童館での子育て相談を行っています。</p> <p>◇母子保健・相談係<br/>母親学級・両親学級（おひとり又は祖父母等との参加可。ご相談ください）、乳幼児健診、歯科健診、育児相談、離乳食講習会など幅広く事業を実施しています。産後のメンタル相談、お子さんの発達面に関する総合的な相談も実施していますので、お気軽にご相談ください。詳細は、電話または市の公式サイトでご確認ください。</p> | <p>子育て相談課<br/>子ども家庭支援<br/>センター係<br/>042-555-1111<br/>内線 266～268<br/>(直通)<br/>042-578-2882</p> <p>子育て相談課<br/>母子保健・相談係<br/>042-555-1111<br/>内線 692～697</p> |

| 項 目                 | 内 容   | 問い合わせ先  |
|---------------------|---|---|
| ファミリー・サポート・センター事業   | 育児の手助けをしたい方（協力会員）と育児の手助けが必要な方（利用会員）が会員登録をし、地域の中でお互いに助け合いながら子育てをする活動です。<br>対象児童：市内在住、在勤で生後6か月以上小学6年生まで<br>サポート内容：保育施設等の送迎や児童の一時預かりなど | 羽村市ファミリー・サポート・センター<br>（羽村市社会福祉協議会内）<br>042-554-0304 |
| シルバー人材センターの育児支援サービス | 子育てをしている家庭が、安心とゆとりをもって子育てができるように育児支援を行っています。産前産後の家事援助等、保護者が育児に専念できるよう、経験豊富な会員がお手伝いします。  | 羽村市シルバー人材センター<br>042-554-5131                       |

## その他の支援

| 項 目                | 内 容   | 問い合わせ先   |
|--------------------|---|--|
| ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 | 小学生（場合によっては中学生まで）以下の児童のいるひとり親家庭で、家事または育児などの日常生活に支障をきたしている方に対して、ホームヘルパーを派遣します。なお、該当条件があります。<br>◇ホームヘルパーが行う業務内容<br>育児、家事全般<br>◇派遣回数・時間・費用<br>派遣回数は原則として月12回以内<br>業務時間は午前7時～午後10時の間の、1日2時間以上8時間以内。なお所得に応じて自己負担があります。 | 子育て相談課<br>子ども家庭支援センター係<br>042-555-1111<br>内線 239 |
| 都営交通の無料乗車券         | 児童扶養手当を受けている世帯員のうち1人に限り対象です。<br>◇都営交通の全区間の無料乗車券が発行されます。<br>◇手続きに必要なもの・・・児童扶養手当証書  | 障害福祉課<br>障害福祉係<br>042-555-1111<br>内線 173・174     |
| JR通勤定期券の割引         | 児童扶養手当を受給している方、またはその方と同一世帯の方が対象。JR通勤定期券を3割引で購入できます。子育て相談課で特定者資格者証・購入証明書の交付を申請し、交付された証明書等を購入時（JRみどりの窓口）に提出してください。<br>※通学定期の購入には使えません。  | 子育て相談課<br>手当・助成係<br>042-555-1111<br>内線 235～237   |
| 廃棄物処理手数料の免除等       | 児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯の方に、市指定収集袋（ごみ袋）の交付、粗大ごみ等の廃棄物処理手数料の免除制度<br>◇手続きに必要なもの<br>児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、または特別児童扶養手当受給証明書   | 生活環境課<br>生活環境係<br>042-555-1111<br>内線 204～205     |
| 羽村市ひとり親寡婦福祉協議会     | 「ひとり親で頑張る、皆さんを応援します」<br>パソコン講習補助、フードバンクによる生活支援、親睦交流会<br>東京都ひとり親福祉協議会からの行事、奨学金等の案内をしています。  | 副会長・沓川 絢子<br>042-555-4033                        |
| 学習支援事業             | 経済的に困難のある家庭の中学生を対象に、週1回2時間程度、市内の公共施設において学習支援を行います。<br>支援員と学習ボランティアが勉強の仕方をサポートし、将来の進路などを考えるお手伝いをします。   | 社会福祉課<br>庶務係<br>042-555-1111<br>内線 477～478       |



| 項目             | 内容  | 問い合わせ先                             |
|----------------|---|------------------------------------|
| 就学援助制度         | 市内に住所を有する児童・生徒の保護者のうち、経済的な理由により教育費の支出が困難な方に、所得に応じて学用品や給食費などを援助します。  | 学校教育課学務係<br>042-555-1111<br>内線 358 |
| チャレンジ受験生支援貸付事業 | 中学3年生及び高校3年生等を対象に、学習塾などの費用や、高校や大学などの受験費用について無利子で貸付を行うことにより、一定所得以下の世帯の子どもへの支援をします。高校や大学等に入学した場合等、一定の条件を満たせば返済が免除になります。 | 羽村市社会福祉協議会<br>042-554-0304         |

## 色々な相談窓口

|                                 |                     |                              |
|---------------------------------|---------------------|------------------------------|
| 生活自立相談窓口<br>(羽村市社会福祉課)          | 042-555-1111 内線 107 | 9:00~17:00 月~金               |
| 女性・SOGI 悩みごと相談<br>羽村市秘書広報課市民相談係 | 042-555-1111 内線 541 | 13:30~16:30<br>第1・3・5 水 ※要予約 |
| 女性等悩みごと相談<br>福生市秘書広報課広報広聴係      | 042-551-1529        | 9:00~13:00<br>第2・4 水 ※要予約    |

### DV 相談

|   |                           |   |
|---|---------------------------|---|
| 東京ウィメンズプラザ  | 03-5467-1721              | 月~土 9:00~21:00<br>日・休日 9:00~17:00<br>(毎月第3水曜日、7月第3日曜日<br>年末年始を除く)                     |
| 東京ウィメンズプラザ<br>(男性のための悩み相談)  | 03-3400-5313              | 月・水・木 17:00~20:00<br>土 14:00~17:00<br>(祝日・年末年始を除く)                                    |
| 東京都女性相談支援センター   | 03-5261-3110              | 月~金 9:00~21:00<br>土・日・祝日・年末年始 9:00~<br>17:00  |
| 東京都女性相談支援センター<br>多摩支所   | 042-522-4232              | 9:00~16:00<br>(祝日、年末年始除く)   |
| <b>女性相談支援センター全国共通短縮ダイヤル</b><br><b>「#8778 (はなそうなやみ)」</b><br>女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性の様々な悩みに関する相談に応じるとともに、女性の抱える問題や状況に応じた様々な支援を行うために都道府県が設置している機関です。 |                           |  |
| 警視庁総合相談センター   | #9110 または<br>03-3501-0110 | 24時間受付<br>※相談内容に応じて相談窓口をご案内します  |
| DV 相談+ (プラス)  | 0120-279-889              | 電話・メール 24時間受付<br>チャット 12:00~22:00 受付  |

## ひとり親の生活相談

|  |                          |   |
|--|--------------------------|---|
| 東京都ひとり親家庭支援センター<br>はあと多摩<br>(生活相談・仕事・養育費・離婚<br>前後の法律相談・面会交流支援) | 042-506-1182             | 9:00~17:30<br>(月・水・木・土・日・祝)<br>9:00~19:30(火・金)<br>(年末年始を除く) |
| しんぐるまざあず・ふぉーらむ   | 050-3196-1114<br>※メール相談可 | 16:00~21:00 火・木<br>(祝日は休み)                                  |

## 養育費・親子交流についての相談

|  |                                      |   |
|--|--------------------------------------|---|
| 養育費等相談支援センター   | 0120-965-419<br>03-3980-4108(携帯電話から) | 年末年始を除く   |
| <p style="text-align: center;"><b>養育費や親子交流は子どもの将来のために大切なことです！</b></p> <p>養育費や親子交流については、口約束ではなく、書面に残しておくことが重要です。実際に養育費を支払ってもらえない、親子交流させてもらえない場合に強制執行の手続きが行える『公正証書』や『調停調書』などの公的な書類にしておくことをお勧めします。</p> <p style="text-align: center;"><b>書面を取り決めにしましょう！</b></p> |                                      | <p>養育費について</p>  <p>養育費の算定表</p>  |

## 法律相談

|                         |                                      |   |
|-------------------------|--------------------------------------|---|
| 法律相談<br>(羽村市秘書広報課市民相談係) | 042-555-1111 内線 541                  | 13:30~17:00 第1木、第2金<br>9:30~13:00 第4土<br>※要予約 |
| 法テラス多摩                  | 0570-078305<br>050-3383-5327 (IP 電話) | 9:00~17:00 平日のみ<br>※要予約                       |

## 相 談

ひとり親の皆さんが抱えているいろいろな悩みごとの問題解決を図るため、面接や電話による相談を母子・父子自立支援員が行っています。来所による面接はお電話にてご予約ください。

◇相談日◇

月曜日～金曜日 ※祝日・年末年始は休み

午前8時30分～午後5時 ※正午～午後1時を除く。

◇受付の窓口◇

子育て相談課子ども家庭支援センター係

TEL 042-555-1111 内線239



